

○徳島大学高等教育研究センター教育改革推進部門会議規則

平成31年4月1日

高等教育研究センター長制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学高等教育研究センター規則（平成30年度規則第86号）第23条第3項の規定に基づき、徳島大学高等教育研究センター教育改革推進部門会議（以下「部門会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部門会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学的な教育改革に係る企画及び提案に関すること。
- (2) 教員の教育力の向上等に関すること。
- (3) 教育改革の企画及び運営への学生の関与に関すること。
- (4) その他教育改革の推進に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 部門会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 部門長
- (2) 専任教員
- (3) 兼務教員
- (4) 学務部教育支援課長
- (5) 学務部教育支援課教育企画室長
- (6) その他部門会議が必要と認める者

(議長)

第4条 部門長は、部門会議を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部門会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(構成員以外の者の出席)

第6条 部門会議が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 部門会議に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会について必要な事項は、部門会議が別に定める。

(庶務)

第8条 部門会議の庶務は、学務部教育支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、部門会議について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。